

2017年度 第7回町田市高齢社会総合計画審議会 議事録

〔日時〕平成29年12月22日（金）18:30~20:00

〔場所〕市庁舎3階 会議室3-1

〔出席委員〕※敬称略

本間、是枝、西口、川村、小川、長田、岩本、柳原、尾和瀬、齋藤、新沼、廣田、吉次、東海林、
荒井、新井、浦崎、熊谷、－ 18名

〔事務局〕

奥山部長、石坂課長、青柳係長、平岡係長、犬塚係長、植野、高木、小川
高橋課長、柘植野課長、兼松係長、村田係長、添田係長、江成係長、古川係長、関場、齋田、鈴木
唐澤課長、小山課長、岡係長、松永係長、高田係長、西川、北島、竹中、瀬谷
鎌野課長
－ 28名

〔会議の公開・非公開の別〕公開

〔傍聴人〕5人

〔次第〕

1 開会

2 議題

(1) 第7期町田市介護保険事業計画について

・コラム、圏域ごとのピックアップ等 追記部分について

・第4章について

(2) 高齢者福祉計画の一部修正について

3 事務局より

(1) 今後の予定について

4 閉会

資料1 第7期町田市介護保険事業計画（素案）

資料1-2 第4章 概要版

資料2 高齢者福祉計画の一部修正（案）

参考資料 スケジュール

[内 容]

1 開会

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第7回町田市高齢社会総合計画審議会を開会します。事務局を担当している、いきいき生活部いきいき総務課の石坂です。しばらくの間進行を務めさせていただきます。まず、いきいき生活部長の奥山から開会のご挨拶を申し上げます。

事務局

皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、高齢社会総合計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。早くも7回目となりました。次回は8回目となり、計画を作り上げる予定であります。本日は前回お示しいたしました高齢者福祉計画の一部修正と、介護保険事業計画について、第4章の全体像と新しい保険料の計算についてご説明させていただきたいと思っております。限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜り、活発なご議論を重ねていただきますようよろしくお願い申し上げます。

※資料確認、確認事項

本間会長

早速始めさせていただきたいと思えます。本日は主に前回ご議論いただいた素案についての追加のご意見等をいただくことと、若干の修正等がございます。第4章の説明の後に議論をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。では、最初にコラム、圏域ごとのピックアップ等の追記部分についてと第4章について説明をお願いします。

2 議題

(1) 第7期町田市介護保険事業計画について

- ・コラム、圏域ごとのピックアップ等 追記部分について
- ・第4章について

※事務局より資料1、資料1-2について説明があった。

本間会長

ありがとうございました。これまでの説明に対してご質問、ご確認等がありましたらどうぞお願いします。

荒井委員

第3章7項の86ページは、例のアウトカムを追加したところだと認識していません。前回の説明のときに1、2、3の基本目標については毎年見直して、1から7の基本施策については3年後に見直すという説明があったと思うのですが、その記載を入れたほうが良いと思えます。この文章だけを見ると評価する時期みたいなものが抜けている気がします。7項は非常に重要な現状値の指針だと思いますので、最後ではなく、5項ぐらいの後ろに入れたほうが良いと思えます。

本間委員長

ありがとうございます。事務局から何かありますか。

事務局

ご指摘ありがとうございます。ご指摘の1点目については、次回までに更新いたし

たいと思います。7項の基本目標、基本施策の評価指標の記載順番については、ご意見を加味して検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本間会長
荒井委員

他にはいかがでしょう。前回の続きの質問でも結構だと思います。

唐澤課長に前回の確認でご検討いただいて、資料1-2の「5 第7期介護保険料(2次推計時点)」で5,800円という数字を出してきて、なおかつ300円下がる見込みがあるということは、市民にとってはありがたいです。5,500円になるということは、前回5,390円からアップ幅が非常に低くなります。ご検討ありがとうございます。ただ、説明の中に、調整交付金を4%いただけて、12億5,000万円という数字が出てきますが、前回は取り崩し等で23億円という数字を聞いたと思います。23億円と12億5,000万円の関係を理解できなくて、もう少し減らせるのではないかとという市民の声があります。もう一点は、「総事業：第6期と第7期の比較」の図は、毎年我々のところに来る介護保険料のパンフレットに載せるビルディングの図だと思います。疑問に思っているのは、第6期の数字が851億円と書いてありますが、実際に今年もらっている数字だと905億円になっています。905億円という数字をいただいている、いきなり来年度いただいたときに、第6期の数字が851億円に変更になることが理解できないので、その辺りをどうお考えなのか、990億円というのは、第7期が全体少なくなるのは非常にありがたいです。この棒グラフを来年度どのように市民に公表するのかをお聞かせ願いたいと思います。

事務局

調整交付金については、前回新しい計算方法が示されています。それに基づく、3か年平均で4%ぐらいは国から交付いただけるのではと計算しています。今回、介護保険料の第2回の集計には計算上反映していると理解していただきたいと思います。基金のところをもう少し詳しく説明させていただきます。現状の基金残高が23億4,000万円ほどございます。ここから300円程度取り崩すためには、12億5,000万円ほど引き、23億4,000万から12億5,000万ほど取り崩すと、300円ぐらいの圧縮ができる計算になります。もっと下がらないのかというところですが、今後の介護保険会計の財政運営を考えると、一定程度お金は基金に留保しておかなければいけないと思っております。例えば想定に想定を重ねて推計値を出しておりますので、ある程度の想定はできるのです。そういう備え、つまり給付金が町田市が推計した以上にかかってしまう、高齢者人口が予測より伸びず、入って来ると予測していた介護保険料が想定より入ってこない場合の備えがあります。加えて、計画期間中に介護報酬の改定も示されます。具体的に言うと、消費税増税になった暁には介護報酬のほうも多少増改定もあるのではないかと思います。そういう備え、さらに調整交付金4%というのは今の人口の構成比に基づいて計算上出しています。これは毎年毎年、国が町田市は何%だという決定をするため、現在、市では3か年平均で4%と交付されると考えておりますが、実際は、その時その時の人口構成で率が決まってきます。上ぶれる場合もありますが、下ぶれる場合もあります。そういう点を加味して、他にも色々要因を合わせると、8億から13億円ぐらいは介護給付費準備基金に残しておかないと不安であるという判断をしています。300円程度と申し上げているので、その辺り

をもう少し見極めて更に精査をしながら最終的には判断をしたいと思っています。それから第6期に905億円を出ているのに、851億円というのはどういうことなのかというご質問ですが、現在、第6期で皆様からいただいている保険料は、第6期の推計905億円の総事業費を元に決まっているので、今の保険料を説明するときには905億円が基になっています。3年前の推計で905億円だったのが、2016年の実績も加味して、現在、見込みでは851億円ぐらいで収まるのではないかと考えております。表記として誤解を招いてしまう部分であるかと思えます。数字の説明としてはそういうところです。

荒井委員 わかりました。第6期の905億円というのは、よく見ると見込みと書いてあります。851億円と出しても前回の見込みだったということで、今回、見込みと書くのもおかしいですし、実績かもしれません。当初の5,800円を、23億円の半分ぐらい取り崩して、余裕を持たせるということでした。5800円から300円引いてくださると市民にとって非常にありがたいことだと思います。5,500円で、今年5,390円で、それからみると上昇率が非常に少ない感じがします。ご説明どうもありがとうございました。

本間会長 他にはいかがでしょうか。特にご質問、ご指摘等がなければまだ基本的な細かい数字が埋まっていない箇所等は最終的にありますが、今までの報告に関しては了解をいただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございました。次は高齢者福祉計画の一部修正についての説明をお願いします。

(2) 高齢者福祉計画の一部修正について

※事務局より資料2について説明があった。

本間会長 今のご説明に関してご質問、ご確認等がございましたらお願いします。実質的な修正というのはなかったのではないかと思います。

新井委員 今さらできるのかどうかわからないのですが、資料2の22ページで、「①イ. 市民後見人の活用」というのがあります。私は市民後見人をしております。市民後見人の活用を進めていくとありますが、市民後見人に対する支援が必要だと思います。本日、社会福祉協議会で市民後見人の方たちの会議がありました。市民後見人はボランティアの意識でなる方が結構いますが、法律的には専門職の後見人も市民後見人も全く同じ責任を問われる訳で、非常に負担が大きいです。しかし、それに対してサポートが足りないのではないかというご意見が随分出ました。市役所に色々な制度の相談に行きます。聞かれたことに対しては答えてくれますが、市民後見人をサポートする姿勢があまり見られない気がします。市民後見人の方は素人で、施策の中に市民後見人に対するサポートの充実というものが必要ではないかと思います。現在、社会福祉協議会が市民後見人の育成をしていますが、希望者は減ってきています。やはり負担が重く、サポートが足りないと皆さん感じているようで、市民後見人の活用の中に、

ぜひ市民後見人への支援、サポートの充実というものをに入れていただけると良いのではないかと思います。市民後見人を育成していかないと、後見人の数は、その職の後見人だけではとても足りないのが、大事な施策だと思います。支援体制がしっかりしていないと、市民後見人になる人が少ないと思われれます。その施策もぜひ取り込んでいただけたらと思います。

事務局 市民後見人の支援の事業についてですが、地域福祉部福祉総務課が実施しております。資料2で取り上げている市民後見人の活用というところでは、高齢者福祉計画の中では認知症などにより判断能力が低下し、財産管理や契約行為ができない高齢者に対し、財産管理や契約のサポートをすることにより、安心して生活ができるように成年後見制度等の支援をしていく一つとして、市民後見人の活用を行うことで、高齢者をサポートするための市民後見人の活用という意味で載せています。市民後見人制度の拡充については地域福祉部で扱っている施策で、今いただいたご意見については、福祉総務課に伝えたいと思います。

本間会長 高齢者だけの問題ではないという意味なのですね。

廣田委員 市民後見人の関係ですが、成年後見全般について、高齢者だけではなくて障がいがある方など、そういう方全体を含めて市の事業として行っており、それを社会福祉協議会が委託を受けて実際に業務を行っているのが現状です。先ほど、事務局からお話がありましたように、市の地域福祉部のほうの地域福祉計画等もありますが、そういう中で今のご意見については、一番の大元のところですので検討をしていけたらと考えております。

熊谷委員 町田市から健康診断表が送付され、お勤めの方はそこで健康診断をしますが、主婦などには健康診断表が送られてきて、それは体のことの診断であります。認知症の人のやさしい地域づくり推進など、認知症になった人のために色々と工夫をなさっているのですが、認知症にならない予防、健康診断の項目の中に認知症になっているかどうか診断を調べていただくような項目を入れていただいたら良いのではないかと思います。

本間会長 ご質問ですね、介護予防のところなので事務局から多分答えられるのではないかと思います。

事務局 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査を担当しております。厚生労働省の定めによって、健診の項目が定められており、残念ながら現状では認知症に関わる項目は入っていません。

本間会長 入れようということはないのですかね。今のところ、そういった検討がされているという話はまだありません。

熊谷委員 町田市独自ですということとは不可能なのですか。厚生労働省の言う通りにしなければいけないのですか。

事務局 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査の枠となると、どうしても項目の制限というか決まりがあるので、そちらに従う形になります。例えば認知症の健診であれば、事業のやり方は別の枠で検討するべきことになると思っております。

本間会長 総合事業になる以前は、介護予防でチェックリストを使ってハイリスクな人たちをスクリーニングしようという枠組みがありました。総合事業になって、チェックリストを使うということは全部なくなりました。チェックリストには認知症の疑い、MCI ですが、スクリーニングするための3項目が含まれていたと思いますが、それも今は活用されていないわけです。質問の意味はわかりますか。総合事業になって、どういうふうになったのでしょうか。

事務局 二次予防事業のときは基本チェックリストをお配りして、認知症の予防の件についても確認が取れたのですが、総合事業に変わっても、基本チェックリスト自体は存在します。要支援認定を受ける方が更新する際に、基本チェックリストを活用する場合があります。

本間会長 認知機能低下の疑いがある方をスクリーニングするための項目が3項目入っていますが、それをどのように活用するのですか。先ほどの熊谷委員のご質問と関係するだろうと思います。

事務局 総合事業が今年の4月から始まりましたので、基本チェックリストを認定更新の際に利用され事業対象者になった方は、10月末現在でまだ180人程度しかいらっしゃいません。1年間を通して認定更新の際に要支援認定を受けるか、基本チェックリストを活用するかという形でこれから行っていくので、基本チェックリストを利用された方はまだ少数で、今後検討していく形になると思います。

本間会長 ということは今後なくなっていく可能性もあるという意味ですか。

事務局 基本チェックリスト自体はなくなりません。

本間会長 認知症予防という観点です。

事務局 要支援認定の更新のときに利用されて、認知のところにチェックのある方に関しては、その後ケアマネジャーが立てる支援プランの中で、そのチェックを加味していくケアプランが立てられる方法で対応されるというか、予防のプランが組み立てられていくと思われま。

熊谷委員 それではなく、要支援になってからではもう遅く、健常時に健康診断と同じように受けられた方が良いと思います。

事務局 総合事業が始まる前までは同じ用紙を使って、お元気な方皆さんにその用紙をお配りして、チェックがついたものが戻ってきたら、市から心配な方に教室のご案内をお送りしていたというのがこれまでの経過です。ただ、その取り組みを行った経過が、通知をされても中々皆さん教室に参加いただけなかったり、参加されても教室が終わってしまえば元に戻って何もしなくなります。今回始まる総合支援事業では、チェックリストに関わらず、地域皆で介護予防や認知症予防に取り組んでいこうという方向性でこの4月から始まっています。チェックがあったから取り組むというよりは、皆で一緒に健康づくり、介護予防を状態にかかわらず取り組んでいこうという趣旨で事業が始まっています。

本間会長 熊谷委員よろしいですか。

熊谷委員 100%、納得していません。

事務局 認知症予防教室を市内 12 の高齢者支援センターで、年 1 回必ず行っています。町田市では 2003 年からウォーキングや旅行、料理など、5 日間の連続講座で、早くから認知症予防の取組をして参りました。宣伝になるのですが、ぜひ認知症予防教室に参加いただきたいと思います。

新井委員 町田市の健康診断の時にそういう項目を入れたらどうかと私も前に申しましたが、もれなくチェックしてもらえるとということで、自覚がある人もない人も自覚がない段階で、このまま放っておくと認知症になるかもしれませんよという判断ができると思います。これから後期高齢者も増えて、認知症も増えていきます。認知症予防は大切だと常々言っていますが、認知症対策も大事で、増やさないためにはどうしたらいいか、本当の始めの段階で、本人に自覚がない段階で、このままではだめですよというふうなスクリーニングができる体制が大事だと思います。私も町田市の健康診断を受けていて、成人病で毎年引っかかって呼び出しを受けていて、それは非常にありがたいと思います。それと同じことが認知症予防に対してもできないかと思います。こちらで色々な事業をするから参加してくださいというのでは、希望者しか行かないです。私は関係ない、私は大丈夫だという方たちが認知症や要介護状態になるというのが現実で、それ以前にスクリーニングできる体制を町田市として作っていくのが大事だと思います。

本間会長 ご指摘の通りだと思います。実際に、自分でつける自記式のチェックリストを使って、本人の自覚がない段階でスクリーニングをするというのは極めて難しいと思います。

新井委員 健康診断の項目にそれを入れてほしいと思います。

本間会長 検査で認知症、スクリーニングができる方法というのは、時間が 10 分や 15 分ぐらいかかるので嫌だという人もいるかもしれません。もちろんその一つの選択肢として加えることは可能だろうというふうに思います。あと 5 年、6 年すると、認知症の前段階を血液でスクリーニングできるようになるので、新井委員がご指摘したところはもっと簡単にクリアできていくと思います。もう少しできるだけ客観的な指標を使って、うまくスクリーニングできるようになってくると良いだろうと思います。重要なお指摘だと思います。ただこれは、町田市の認知症の事柄に関して別に論議する会議体があり、そこで改めて議題として取りあげることができると思います。ご指摘ありがとうございます。熊谷委員もよろしいですか。

廣田委員 変更は資料 2 の 9 ページで、ふれあい館の関係で、基本施策（1）高齢者の生きがい・集う場づくりというところで、計画の目標値を、「管理運営体制の見直し」ということで、文章上では、ふれあい館事業の管理運営コストの削減を進めるということ、今後、ふれあい館を削減というと、少し消極的な印象を被るのですが、今後は、下のところの表で、前期については機能の検討で、検討した後の上位計画の位置づけというところの、上位計画というところをご説明いただきたいと思います。元々本章の 47 ページにあるのですが、ふれあい館は高齢者がいつでも気軽に集うことのできる場で、今後地域の情報発信やネットワーク構築の拠点としての活用を検討していく

ということなので、より積極的にしていくという、当初の表現になっています。管理運営の体制の見直しと、この辺の当初の計画の継続性というか、変化があるのかどうかをお聞かせいただけたらと思います。

事務局

まず、上位計画の話ですが、町田市で定めている「町田市5か年計画17-21」の中で、行政経営改革プランでふれあい館の機能の検討ということを入れており、2017年度から取り組んでいくとしています。そちらの上位計画への位置づけという表の中に記載があるのは、行政経営改革プランということで記載しています。関係性というのはそういうことになります。資料1第7期町田市介護保険事業計画（素案）の47ページの中央辺りにある、高齢者支援センター（ふれあい館）は高齢者がいつでも気軽に集うことができる場という記載については、行政経営改革プランで取り組むということではなく、変更があるものではなく、今回行政経営改革プランについては内部管理的なものの見直しを行っていくということになります。

廣田委員

山崎団地、鶴川団地では高齢者が40%弱ぐらいまでになっている高齢化率を踏まえると、その2つの所にはふれあい館もあるので、一人家庭も結構いらっしゃるみたいなので、ぜひふれあい館の検討を積極的に行っていただけたらと思っているところです。

浦崎委員

資料2「高齢者福祉計画」の18ページのところで、今回施策について見直しされているということで、ところが、「①イ. 寝具洗濯乾燥消毒サービス」と「①エ. 長寿祝金の贈呈」と「①オ. 高齢者無料入浴券の配付」がありますが、良くなっているのなら問題ないですが、「①エ. 長寿祝金の贈呈」は、88歳と99歳と100歳だったものが、100歳だけになったので、サービスが落ちたように思います。それは変わったよというだけではなくて、説明があると納得感があると思いますが、いかがですか。

事務局

確認ですが、長寿祝金の贈呈について以前は88歳、99歳、100歳以上の方に贈呈していたのですが、変更があったことについて丁寧な説明が必要だということで間違いないでしょうか。このような変更があったことについては、町田市広報を中心に皆様にはお知らせさせていただいたのですが、もっとお伝えできる機会があったら良かったと思います。民生委員の方々にも協力を得て、来年受け取ることができると思っていた方に対して、お伝えできるように、色々な形で皆様に情報が伝わっていくように協力いただいたので、伝わっていたのかと思います。

浦崎委員

もらえるものだと思って、自治会では贈らない場合や少なくする場合がありますので説明をよろしくお願いします。

本間会長

因みに100歳のときの祝金は今ひとりいくらなのですか。

事務局

100歳の祝金は1万円を贈呈しております。

本間会長

10万円ぐらいだともう少しインパクトがあるかもしれません。

齋藤委員

28ページの人材の育成と確保というところで、ケアマネジャーとしてヘルパーをお願いしようと思っても、在宅を支えるヘルパーがいない現状があります。身体介護をお願いしたいといたら、スタッフが60歳以上で、身体介護ができなくて、生活支援しかできないという事業所も増えてきています。在宅医療を支えるにしてもヘル

パーがないと在宅医療の推進もできないということを考えると、もっと真剣に人材の確保を考えていかないとまずいと思いますがどうでしょうか。あと、就労条件も、ブラック企業と同じような、サービス提供責任者の人は勤務時間が長いという話も聞いているので、その辺も守ってあげないといけない部分ではないかと思いますが、どうでしょうか。

本間会長 間接的には、市側が労働の実態を把握できていないのではないかという意味ですね。事務局からお願いします。

事務局 高齢者福祉計画の28ページにも載っている「①ア. 介護人材開発事業」について、同じく今策定している介護保険事業計画のほうでは、今期から重点ということで介護人材の育成確保定着ということで取り組みを進めていくことになっています。これまでご審議いただいた内容の中で、今のようなご意見をいただいていたと思いますので、介護人材開発事業の強化と担い手の育成、併せて内部の指導についても、介護保険事業計画の基本施策「介護保険サービスの質の向上と適正化」として記載して進めていきたいと考えております。

本間会長 わかりました。齋藤委員、よろしいでしょうか。

齋藤委員 皆さんにもっと具体的にどうしていただけるのかを聞きたいところだと思います。

本間会長 具体的なところが触れられていなかったです。要するに、何なのだろうというところが見えないのでしょうか。

西口委員 高齢者福祉計画の21ページのところの「②イ. 臨床心理士による介護者等相談」というのがありますが、2018年度から公認心理士が制度化され、2018年度中に厚労省としては第1回の試験を行いたいと言っています。公認心理士と臨床心理士の関係と、私は社会福祉の分野なので、精神保健福祉士との関係はどのようにお考えになっているのでしょうか。せっかく新しい制度ができて、これだと臨床心理士だけということですよ、もう少し幅広く、公認心理士も入るし、精神保健福祉士も視野に入れていただいて、行政文書でよくある等、などという言葉で追加していただけないかと思います。その方が人材を確保するという意味でも非常に意味があると思います。臨床心理士だけ探してくるのはある意味大変なことでもあるので、人材確保という点でも少し幅広く見たほうが良いと思います。

事務局 ご指摘ありがとうございます。この事業自体は介護をしている家族の悩みを聞いてそれを解決するための相談という事業になります。それに相応しい専門職ということで、今ご指摘の部分も含めて研究して参りたいと思いますので、等という言葉も使いたいと思います。

本間会長 等という言葉の一つ入れても特に支障はないと思います。

西口委員 個人的なことを言って申し訳ないのですが、認知症になってしまった妻の母と同居しています。このプロセスを見て一番問題だと思ったのは、最初の時期に明らかに物忘れがあったときに、本人も否定するし、家族も認知症であってほしくないという思いを込めて否定する傾向にあって、そこがとても重要なのではないのかと実感しています。そこに人を投入しない限り、後々になってしまいます。家族にしてみる

と、その山を乗り越えるというのは非常に厳しい山だと思います。本当に寄り添いながら、誰がきちんと支えていくのか、家族と本人だけでは絶対無理で、恐らく潰れていくだろうと思います。本当に真剣にこの山を乗り越え、寄り添う人たちを育てていってほしいという希望です。

本間会長 まさに認知症初期集中支援チームの対象になるケースかと思います。本当はそういう場合に実際に認知症が軽くても、ある程度進んでも医療機関に結びつきにくいというのが大きな課題で、相談に来た家族にどのようなアドバイスができるのか、例えば医療側のスキルも求められると思います。初期集中が対象になるのではないかと思います。

東海林委員 5ページの(3)町田市課題のところ、課題の整理一つ目に「高齢者自らが参加して取り組める仕組みを構築する必要がある」という文言があります。ここで誰が担い手になるのかということが一番目の黒丸のところに書いてあり、「様々な担い手によるきめ細やかなサービス」とあります。六つ目には「地域におけるきめ細やかな支援が必要である」と書いてあります。七つ目が「地域の特性」で、ベースなので当然書かれる文言だと思いますが、誰が取り組むかというのが非常に大きな問題だと思います。私は老人連合会の会長をしていますが、高齢者福祉課のご指導をいただいて会を運営しています。高齢者自らが参加して取り組める仕組みとありますが、老人会という組織があり、会員数が5,000名を超えていて、そういう一つの団体があるわけで、うまく使っていただく案があるのではないかと思います。地域におけるきめ細かな支援というのは、町内会も皆高齢化して、老人会と町内会はどっちがどっちという状況です。それも自主になります。老人会には活きのいい人がたくさんいて、町内会というジャンルに老人会をイコールで組み込む対策を考えていただいて、老人会をもう少し利用していただく方策はないのかというのが私の持論です。

事務局 老人クラブには連合会とプラスして連合会に入っていない老人クラブの方もいて、全部で8,000人以上の方が入って活動されています。いつも色々な形で、老人クラブ連合会のほうにはご協力いただいています。ここの中には一つだけ言及することはできないので、その部分をくみ取っていただいているとは思いますが、今後も引き続き老人クラブ連合会の皆さんにご協力いただきながら色々進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

西口委員 全く個人的なことですが、地域にある市の公共的な建物で、例えば図書館がありますが、図書館を集約していくという話を聞き及んでいます。鶴川団地に住んでいますが、鶴川団地にも小さな町田の図書館があり、ここに高齢者の方々が、義理の母も含めてたくさん通っていらっしゃいます。あの方々がポプリに行けばいいという話だと思いますが、ポプリに行くだけの体力もないし、時間的な問題もあります。コストの問題もあると思いますが、地域の拠点として、Dボックスがあるとするなら、図書館は積極的に活用していただいて、現に認知症の方々も含めて図書館に通っているということもあるので、集約という方向性だけではなくて、より複合的な活用という点も含めて検討していただきたいと思います。

- 本間会長
事務局 コメントはありますか。
現在町田市の公共施設再編計画を策定していて、公共施設と総合管理計画というものを国が全国の自治体で作製するように指示があり、その実行計画として公共施設の再編計画というものが現在、策定途中となっています。その中で施設の種類ごとにどんな方向にしていこうかという、今その提示をしている段階で、それから更にどうなっていくかというのは、色々な機能ごとにしていくことになっています。実際に公共施設総合管理計画のときには、正直申しあげまして集約が表面的に出ていました。町田市では集約だけではなくて活用、よりよく拠点化するように、単なる貸し館は不要なので、何かの拠点になるような形で変わらなければいけないという考え方を入れて、再編計画を作っています。削減ということだけで方向にはしていない予定です。
- 本間会長 鶴川団地では 65 歳以上が 49.9%で、2 人に 1 人の住民が高齢者なのだから、その中のハードウェアをどういうふうにするか、高齢社会総合計画とも絡んできます。町田の行政の縦割りの象徴の一つということになると思います。
- 事務局 それぞれの部署で、どういう考え方をしているかきちんと話は来ています。こういうふうにしていこうという話になっており、その中で図書館のことだから生涯学習で考えれば良いということではなくて、高齢者が多いのであれば、高齢者の側でもアプローチはしていかなければいけないと思っています。
- 尾和瀬委員 先ほど、人材確保の質問が出たので、介護保険の全体のほうに戻ってしまいますが、人材確保では、高齢者支援センターのデータを見ると、3 職種、専門職を 4 割ぐらい揃えなければいけないので難しいと出ています。保険料の説明（資料 1 - 2）の中で、総事業費が 990 億円で、地域支援事業が約 60 億円、第 6 期は約 25 億円で、総合事業が入ったということで上がっているかと思いますが、高齢者支援センターの委託料は 1 人当たりいくらか決まっていると思います。パブリックコメントの中に支援センターを支援していくという話がありましたが、その委託料は現行のままということで計算されているのでしょうか。
- 事務局 今のところ高齢者支援センターは現行のままという想定をして計算をしています。今そういう想定はしていますが、今後例えば支援センターの業務がもっと大きくなっていったり、人件費が上がっていったりすれば、それに応じて毎年予算を編成しており、そういった状況を見ながらその都度考えていくという姿勢は持っております。
- 尾和瀬委員 高齢者支援センターが始まって 10 年ぐらい経っていますが、単価自体変わっていません。先程、お話がありましたので検討はしていただけると思うのですがよろしくお願ひしたいと思います。
- 本間会長 2006 年からなので 10 年以上経っているわけです。他によろしいでしょうか。ありがとうございます。一部修正というところに関しては色々なご意見をいただきましたが、それを含めて少しリバイズをしていただくことになると思います。3 番目の今後の予定を事務局からお願いします。

3 事務局より

※事務局より参考資料について説明があった。

※確認事項

4 閉会

本間会長 ではこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。